

袋井市団体ツアー支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、袋井市への観光客の誘致を促進し、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、観光を目的とした袋井市外から袋井市を訪れる団体旅行（以下「ツアー」という。）を造成し、催行する旅行業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、袋井市補助金交付規則（平成17年袋井市規則第47号）及びこの告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅行業者 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により旅行業者として登録を受けた者をいう。
- (2) 観光施設等 袋井市内の観光施設（法多山尊永寺、医王山油山寺、秋葉総本殿可睡齋、小笠山総合運動公園、可睡ゆりの園、梅田山常林寺、市内で農業体験等ができる施設）、宿泊施設、飲食店、土産物店その他市長が認める施設等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、観光を目的とした袋井市外から袋井市を訪れるツアーを造成し、催行する旅行業者であって、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団（袋井市暴力団排除条例（平成23年袋井市条例第30号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 市内の旅行業者にあつては、市税を滞納している者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が次の要件のいずれにも該当するツアーを造成し、催行する事業とする。

- (1) 袋井市外から袋井市を訪れるツアーであつて、2箇所以上の観光施設等を利用し、

うち1箇所は、袋井市内の飲食店又は土産物店（観光施設敷地内、可睡齋門前（可睡齋南側市道久能可睡線市道及び太田村松線の交差点から総門まで）及び法多山門前（中通橋から仁王門まで）で営業している店舗を除く。）を利用するツアーであること。

- (2) 旅行業法第12条の7の規定により広告した企画旅行に該当するツアーであること。
- (3) 参加者がバス1台当たり15人以上であること。ただし、乗務員及び添乗員を除く。
- (4) 他の地方公共団体等から、補助対象事業について補助金又は助成金等を受けていないこと。
- (5) 次のアからエまでに掲げる業種別ガイドライン等を遵守し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行った上で催行するものであること。

ア 旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会発行）

イ バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（公共社団法人日本バス協会発行）

ウ 貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（貸切バス旅行連絡会発行）

エ その他旅行の内容及び行程に応じて必要と考えられる業種別ガイドライン等（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる事業内容の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とし、1旅行業者に対する補助金の額の合計額（以下「補助合計額」という。）は1年度につき、100万円を限度とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、団体ツアー支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、ツアー催行日の10日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 予定催行人数を記した書類、旅行行程、販売価格等が確認できる旅行商品パンフレット等の販売促進物（申請時に未作成等の理由により提出できない場合は、見本を提出し、作成後に速やかに提出すること。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、団体ツアー支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付すことができる。

(変更等の承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定額の20パーセントを超える額の変更があるときは、あらかじめ団体ツアー支援事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業変更計画書(様式第2号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、団体ツアー支援事業補助金変更(中止)承認通知書(様式第5号)により補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付の決定があった日に属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、団体ツアー支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) ツアーの行程が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要と認めるときは、現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、団体ツアー支援事業補助金交付確定通知書(様式第7号)により当該補助事業者に通ずるものとする。

(請求の手続)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けた者に対し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて、交付した補助金に利息を付して返還させることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第5条関係)

事業内容	補助金の額
ツアーの催行 (市内に宿泊を伴わない場合)	バス1台につき 30,000円(ただし、3箇所以上の観光施設等を利用する場合には、1旅行業者の補助合計額に、3箇所目以降の1箇所につき10,000円を加算した額とする。)
ツアーの催行 (市内に宿泊を伴う場合)	バス1台につき 100,000円

団体ツアー支援事業補助金交付申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 所在地
事業者名
代表者職・氏名
旅行業登録番号
電 話

袋井市団体ツアー支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、この申請に当たり、市税の納付状況について、市が調査することに同意します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 予定催行人数を記した書類、旅行行程、販売価格等が確認できる旅行商品パンフレット等の販売促進物（申請時に未作成である等の理由により提出できない場合は、見本を提出し、作成後に速やかに提出すること。）

(3) その他市長が必要と認める書類

3 連絡部署

担当者名

連絡先

様式第2号（第6条、第8条、第9条関係）
 様式第2号（第6条、第8条、第9条関係）

事業計画書（事業変更計画書・事業実績書）

（ 枚目）

ツアーの名称	
市内宿泊の有無	無 ・ 有（宿泊施設名： ）
立ち寄る市内の観光施設等	
催行期間等	年 月 日から 年 月 日まで （出発地： ）
参加人数	人
バス利用台数	台

ツアーの名称	
市内宿泊の有無	無 ・ 有（宿泊施設名： ）
立ち寄る市内の観光施設等	
催行期間等	年 月 日から 年 月 日まで （出発地： ）
参加人数	人
バス利用台数	台

ツアーの名称	
市内宿泊の有無	無 ・ 有（宿泊施設名： ）
立ち寄る市内の観光施設等	
催行期間等	年 月 日から 年 月 日まで （出発地： ）
参加人数	人
バス利用台数	台

第 号
年 月 日

様

袋井市長

団体ツアー支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった団体ツアー支援事業補助金について、袋井市団体ツアー支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付することを決定したので通知します。

1 交 付 決 定 額

円

2 ツ ア ー の 名 称

3 交付決定に付する条件

- (1) 補助事業を変更し、又は中止するときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 事業完了後、速やかに実績報告書を提出すること。

様式第4号（第8条関係）
様式第4号（第8条関係）

団体ツアー支援事業補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

袋井市長

補助事業者 所在地
事業者名
代表者職・氏名
電 話

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた団体ツアー支援事業補助金について、申請内容を以下のとおり変更（中止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止）の内容

2 変更（中止）の理由

3 補助金交付決定額 円

4 補助金変更申請額 円

様式第5号（第8条関係）
様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

袋井市長

団体ツアー支援事業補助金変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった団体ツアー支援事業の変更（中止）については、申請のとおり承認したので通知します。

団体ツアー支援事業補助金実績報告書

年 月 日

袋井市長

補助事業者 所在地
事業者名
代表者職・氏名
電 話

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた団体ツアー支援事業補助金について、補助事業が完了したので、袋井市団体ツアー支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

1 ツアーの名称	
2 催行期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 参加者人数	人
4 補助金交付決定額	円
5 関係書類	(1) 事業実績書 (様式第2号) (2) ツアーの行程が分かる書類 (3) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第10条関係）
様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

袋井市長

団体ツアー支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金について、袋井市団体ツアー支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金の交付を確定したので通知します。

補助金交付確定額 円

請求書

年 月 日

袋井市長

補助事業者 所在地
事業者名
代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号により交付確定を受けた袋井市団体ツアー支援事業補助金を次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合 労働金庫	支店名	本店 支店
フリガナ			
口座名義			
口座種別	普通 ・ 当座		
口座番号			